

中小企業の動向及び 令和元年度中小企業振興施策の実施状況

— 福岡県中小企業振興基本計画年次報告 —

福岡県

目次

第1部 中小企業の動向

第1章 福岡県経済の動向

第1節 世界と日本経済の動向

1 世界経済の成長率見通し	2
2 世界各国の国内総生産と1人当たり国内総生産	2
3 世界の貿易動向	3

第2節 福岡県経済の動向

1 県内総生産の動向	4
(1) 県内総生産と県民所得	4
(2) 県内総生産（名目）に対する需要項目別増加寄与度	4
2 企業部門の動向	5
(1) 生産	5
(2) 設備投資	5
(3) 貿易	6
(4) 地価	7
(5) 企業倒産	7
3 家計部門の動向	8
(1) 消費	8
(2) 物価	9
(3) 雇用	10
(4) 賃金	11

第2章 中小企業を取り巻く環境

第1節 人口減少・少子高齢化

1 消費市場の縮小	12
2 労働力市場の需給状況	13
3 雇用のミスマッチ	14
4 雇用形態の多様化	15

第2節 グローバリゼーションの進展

1 アジア新興国・地域のポテンシャル	16
(1) 経済成長率	16
(2) 一人当たり国内総生産	16
(3) 人口と平均年齢	17
2 アジア経済と福岡県経済	17
(1) 福岡県のアジア度	17
(2) 貿易	18
(3) 対外投資の動向	18
(4) 交流人口の動向	19

①外国人の人口	19
②福岡県で働く外国人労働者	19
③留学生	21
④福岡県への外国人入国者数	23
⑤訪日外国人の旅行消費	25

第3節 ICT化の進展

1 電子商取引（EC）市場の拡大	26
2 IoT（Internet of Things）がもたらす有望な成長市場	28

第3章 中小企業の動向

第1節 福岡県の産業構造

1 中小企業の企業数及び従業者数	29
2 本県産業の特徴	30
3 本県製造業の特徴	31
4 本県サービス産業の特徴	32
5 本県産業の労働生産性	33

第2節 県内中小企業の現状と課題

1 創業の動向	34
(1) 開廃業率の推移	34
(2) 創業資金	34
(3) 開業者に占める女性の割合	35
2 中小企業の経営基盤の強化	36
(1) 中小企業の人手不足の状況	36
(2) 中小企業の業況判断と資金繰り	37
(3) 経営者の高齢化と事業承継	38
(4) 中小企業の災害対応	39
【トピック】コロナ禍における県内事業者の取組事例	40
3 中小企業の新たな事業展開	41

第3節 小規模企業の現状と課題

1 小規模企業の現状	42
(1) 小規模企業の企業数及び従業者数、売上高	42
(2) 小規模企業数の推移	43
2 小規模企業の経営課題	44
(1) 販路の開拓	44
(2) ICTの活用	45

第4節 地域経済の動向

1 地域別総生産	46
2 地域別事業所数及び従業者数	46
3 地域別の産業構造	47
(1) 付加価値額と従業者数	47
(2) 域内及び域外市場型産業と雇用力	51

第2部 令和元年度中小企業振興施策の実施状況

第1章 推進する施策と令和元年度の取組内容

1. 中小企業の創業の促進を図るための施策	56
(1) 創業希望者の確保及び育成	56
(2) 創業者による事業計画策定の促進	57
(3) 創業に必要な資金の円滑な供給	58
(4) その他創業の促進を図るために必要な施策	59
2. 中小企業者の経営基盤の強化の促進を図るための施策	61
(1) 経営基盤強化に係る計画策定の促進	61
(2) 事業活動を担う人材の確保及び育成	62
(3) 事業活動に必要な資金の円滑な供給	71
(4) 情報通信技術、商談会等を活用した販路開拓の促進	72
(5) 事業承継の円滑化の促進	75
(6) その他経営基盤の強化の促進を図るために必要な施策	76
3. 中小企業者の新たな事業展開の促進を図るための施策	81
(1) 新たな事業展開に係る計画策定の促進	81
(2) 新たな事業活動を担う人材の確保及び育成	82
(3) 技術の高度化の促進	83
(4) 新たな商品及び役務の開発の促進	90
(5) アジアをはじめとする海外展開の促進	94
(6) その他新たな事業展開の促進を図るために必要な施策	96
4. 小規模企業者の事業の持続的な発展を図るための施策	100
(1) 事業の持続的な発展に係る計画策定の促進	100
(2) 生産性の向上の促進	100
(3) その他小規模企業者の事業の持続的な発展を図るために必要な施策	104
5. 地域中小企業支援協議会の取組	108

【参考資料1】 付属統計資料

【参考資料2】 福岡県中小企業振興条例

本紙の中で、中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」をいう。また、小規模企業とは、同条第5項の規定に基づく「小規模企業者」をいう。さらに、中規模企業とは、「小規模企業者」以外の「中小企業者」をいう。「中小企業者」、「小規模企業者」については、具体的には、下記に該当するものを指す。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		うち小規模企業者
	資本金	常時雇用する従業員	常時雇用する従業員
①製造業・建設業・運輸業 その他の業種(②～④を除く)※	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業※	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※下記業種については、中小企業関連立法における政令に基づき、以下のとおり定めている。

【中小企業者】

①製造業

ゴム製品製造業：資本金3億円以下又は常時雇用する従業員900人以下

③サービス業

ソフトウェア業・情報処理サービス業：資本金3億円以下又は常時雇用する従業員300人以下

旅館業：資本金5千万円以下又は常時雇用する従業員200人以下

【小規模企業者】

③サービス業

宿泊業・娯楽業：常時雇用する従業員20人以下